

(3) 料金の額及びその徴収期間
別紙-3を次のとおり改める。

別紙3中、1.(2)⑥イを次のとおり改める。

休日、1月2日及び1月3日（ただし、交通混雑期の交通の分散又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、東日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。）に高速国道又は別添6のうちA、B若しくはD（久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。）に掲げる高速道路を通行する（大都市近郊区間のみ通行又は区間料金制区間の通行を除く。）ETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

別紙3中、2.のうち、「令和45年10月2日まで」を「令和45年7月13日まで」に改める。

別紙3中、別添3のうち

「

	友部
笠間西	9.1

」を

「

	笠間PA	友部
笠間西	スマート	1.8
	7.3	9.1

」に改める。